

令和 5 年（2023 年）5 月 22 日

自治会連合会長 様  
自治会長 様  
管理組合理事長 様

豊中市環境部 家庭ごみ事業課長

小型家電製品・電池類の新分別回収の開始について（ご案内）

日頃は、本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、近年、不燃ごみや容器包装プラスチックの回収日に排出された充電式の小型家電製品及び電池類が原因の発火事故が、処理施設内や収集車両で多発していることを受け、この度、令和 5 年（2023 年）年 10 月から、新たな分別区分を設け、回収を開始することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・新分別回収開始日：令和 5 年（2023 年）10 月 2 日（月曜）

・回収対象品目：1 辺 30 cm 以下の小型家電製品および電池類

電子タバコ・携帯型扇風機・電気シェーバー・電子ゲーム機器・電動歯ブラシ・携帯電話・スマートフォン・タブレット端末・デジタルカメラ・ビデオカメラ・充電式電気工具・家庭用電気治療器・デジタル歩数計等の充電機能のある製品・モバイルバッテリー・電動工具用充電電池・ボタン電池・乾電池等の電池類

・回収日：「空き缶・危険ごみ」の回収日

・排出方法：「空き缶・危険ごみ」と別の市指定ごみ袋に入れてお出してください。

※空き缶・危険ごみと同じ袋に入れないでください。

処理施設での発火原因になります。

・市民周知方法：広報とよなか 9 月号 綴じ込みチラシ「環境部からのお知らせ」  
及び市ホームページ等

・その他：新分別回収の詳細について、ご希望があれば、団体様向けに地域説明会を実施いたしますので、下記までお問い合わせください。

※裏面の案内もご覧ください。

お問い合わせ

環境部 家庭ごみ事業課

TEL：06-6843-3512

Email：kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp

# 環境部からのお知らせ

令和5年（2023年）10月から『小型家電製品・電池類』の定期収集が始まります。

近年、不燃ごみやプラスチック製容器包装の回収日に排出された充電式の小型家電製品や電池類が原因の発火事故が、処理施設や収集車両で多発しています。

そのため、豊中市では、発火事故防止に向け、拠点回収に加え、令和5年（2023年）10月から、新たな分別区分での回収を開始することとなりましたので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ・回収開始日 令和5年（2023年）10月2日（月曜）
- ・回収対象 一辺30cm以内の小型家電製品及び電池類
- ・回収日 「空き缶・危険ごみ」の回収日
- ・出し方 「空き缶・危険ごみ」の袋とは別の市指定ごみ袋に入れてお出してください。

※わが家のごみカレンダーに記載の「缶」の日に空き缶とは別の市指定ごみ袋に入れてお出してください。



処理施設での発火原因になりますので、空き缶と同じ袋には入れないでください。

※スマートフォン等、個人情報が含まれるものは、データを消去してからお出してください。

## ・回収対象品目例



電子タバコ・携帯型扇風機・スマートフォン・電気シェーバー・電動歯ブラシ・携帯電話  
電子ゲーム機器・タブレット端末・デジタルカメラ・ビデオカメラ・充電式電気工具・デジタル歩数計  
家庭用電気治療器・ワイヤレスイヤホン等の充電機能のある製品



モバイルバッテリー・電動工具用充電電池・ボタン電池・乾電池等の電池類

## ・発火事故防止のため、皆様のご協力をお願いします。

電子タバコや携帯型扇風機などの充電式小型家電製品には、リチウムイオン電池が使用されており、収集車両や処理施設での作業工程で過度な力が加わると、リチウムイオン電池内の電極がショート（短絡）し、発熱・発火することがあり大変危険です。



処理施設内で発火した充電式電池

## ・拠点回収もご利用ください

現在、市内施設等に設置している「使用済小型家電回収ボックス」及び「水銀使用廃製品回収ボックス」での拠点回収も継続して実施いたしますので、引き続きご利用ください。



使用済小型家電



水銀使用廃製品